

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則  
の改正概要について

H30.3.23  
高知県総務部税務課

○趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）が改正され、併せて企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が一部改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものです。

○改正様式

- 第3号様式
- 第4号様式
- 第9号様式

○施行期日

公布の日（平成30年3月23日）